

県立野球場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第17号

県立野球場条例施行規則の一部を改正する規則

県立野球場条例施行規則（昭和45年岩手県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
1 照明設備の利用料金の上限額				1 照明設備の利用料金の上限額			
区 分		入場料等を徴収しない場合及び入場料等を徴収する場合でアマチュア野球に使用するとき		区 分		入場料等を徴収しない場合及び入場料等を徴収する場合でアマチュア野球に使用するとき	
全灯使用の場合	[略]	円	<u>27,530</u>	全灯使用の場合	[略]	円	<u>28,040</u>
396灯使用の場合	[略]		<u>20,690</u>	396灯使用の場合	[略]		<u>21,070</u>
288灯使用の場合	[略]		<u>13,760</u>	288灯使用の場合	[略]		<u>14,010</u>
180灯使用の場合	[略]		<u>8,280</u>	180灯使用の場合	[略]		<u>8,430</u>
2 その他の附属の設備の利用料金の上限額				2 その他の附属の設備の利用料金の上限額			
区 分		アマチュア野球に使用する場合	その他の催しに使用する場合	区 分		アマチュア野球に使用する場合	その他の催しに使用する場合
放送設備	[略]	円	円	放送設備	[略]	円	円
		<u>1,150</u>	<u>2,280</u>			<u>1,170</u>	<u>2,320</u>
スコアボード	[略]	<u>1,790</u>	<u>3,550</u>	スコアボード	[略]	<u>1,820</u>	<u>3,620</u>
バッティングケージ	[略]	<u>1,900</u>	<u>3,790</u>	バッティングケージ	[略]	<u>1,930</u>	<u>3,860</u>
審判用具1式	[略]		<u>600</u>	審判用具1式	[略]		<u>610</u>
ピッチングマシン	[略]	<u>770</u>	<u>1,510</u>	ピッチングマシン	[略]	<u>780</u>	<u>1,540</u>
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。